



140-8715
東京都品川区広町2丁目1番36号

重要

親展

品川 太郎 様



必ず開封してください
品川区戸籍住民課からのお知らせ

この通知に関してご不明な点がありましたら、法務省ホームページ及び当方ホームページをご確認ください。

(法務省HP)



(品川区HP)



② ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご確認ください。
水に濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

戸籍に記録される振り仮名の通知書

令和7年6月27日
東京都品川区長



本籍	東京都品川区広町2丁目1番
氏	品川
振り仮名	シナガワ
氏の振り仮名の届出が可能な方	品川 太郎

令和7年5月26日から戸籍法改正により、戸籍への記載事項に振り仮名が追加されます。本件通知に記載された振り仮名をご確認ください。

◆振り仮名が正しい場合◆

○届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、本件通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので届出は不要です。

◆振り仮名に相違がある場合◆

○令和8年5月25日までに、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

1	名	太郎
	振り仮名	タロウ

2	名	花子
	振り仮名	ハナコ

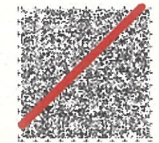
3	名	二郎
	振り仮名	ジロウ

4	名	広子
	振り仮名	ヒロコ

名の振り仮名の届出が可能な方
①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

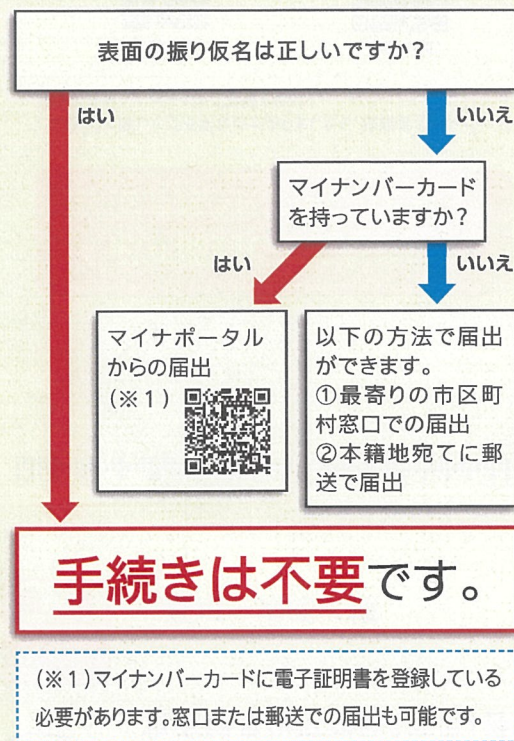
同一戸籍の同一住所の方4名まで1枚のハガキでお送りします。

右のマークは
目の不自由な方のための
音声コードです。



※令和7年5月26日現在のデータにより作成しています。
※通知のタイミングによって、すでに本籍地が品川区でない方にもお送りすることがありますのでご容赦ください。

手続きフローチャート



<差出人> 東京都品川区戸籍住民課
東京都品川区広町2-1-36

① ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご確認ください。
水に濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

振り仮名の届け出で 品川区に来庁される場合

- (1) 特設会場：品川区立中小企業センター 2階
(東急大井町線 下神明駅徒歩2分
JR・東急線・りんかい線大井町駅徒歩10分)
- (2) ①受付期限：令和8年5月25日まで
②受付時間：平日の8:45から16:30まで
(土日・祝日・年末年始除く)
- (3) 持ち物：
- ①本通知書 (このハガキ)
 - ②顔写真付き本人確認書類
(運転免許証・マイナンバーカード等)
 - ③一般的な読み方以外で届け出る場合、
その振り仮名で生活していることを示す資料
(パスポート、健康保険証、預貯金通帳等)
- 【振り仮名コールセンター】
制度や届出の方法 (法務省) TEL:0570-05-0310
上記以外について (品川区) TEL:03-6636-9546
FAX:03-5709-7625
- ※【9月までは窓口が大変混雑】することが想定されます。お急ぎでない方は【10月以降】にお問い合わせ・届け出てください。
※品川区以外に届け出る方は、その市区町村へお問い合わせください。

よくあるお問合せ

- Q.1) 届出しなかった場合、どうなりますか。
A.1) 令和8年5月26日以降に表面に記載した振り仮名を戸籍に記録しますので、**表面に記載された振り仮名が正しい場合は、届出する必要はありません。**
なお、振り仮名が正しい場合でも、早期の戸籍への記載を希望する方は、振り仮名の届出をすることができます。
- Q.2) 通知された振り仮名に相違があったにもかかわらず期日までに届出をしなかった場合はどうなりますか。
A.2) Q.1のとおり、自動的に振り仮名を記載しますが、その後、1度に限り家庭裁判所の許可なく、市区町村窓口にて変更の届出ができます。
- Q.3) 振り仮名に相違があり、氏または名の振り仮名の届出をする場合、今名乗っている振り仮名を証明する資料の提示は必要ですか。
A.3) 一般的な読み方の振り仮名届出であれば、資料の提示は不要です。
(例) 山崎：ヤマサキ ⇒ ヤマザキ
渡辺：ワタベ ⇒ ワタナベ
淳：ジュン ⇒ アツシ
- Q.4) 通知された振り仮名が正しくても早期に戸籍へ記載したい場合は届出られますか。
A.4) はい。届出できます。

本件詳細は
コチラから

